皇室事項

御発表

天皇陛下は、十一月九日カンボジア国の独立記念日につき、同月八日同国国王陛下へ御親電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成28年11月10日

農林水産大臣　山本　有二

厚岸地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

⑴　漁港漁場整備法第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に準じ縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

⑵　縦覧の期間　平成28年11月10日から平成28年11月30日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局釧路開発建設部及び厚岸町役場

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき指定されている電線共同溝整備道路の指定を廃止したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年11月10日

関東地方整備局長　大西　　亘

道路の種類	路線名	区　　間
一般国道	52号	南アルプス市大字小笠原字下町47番１から同市大字小笠原字上町西365番１までの上下線
一般国道	52号	山梨県南巨摩郡富士川町字八幡1832番１から同町字八幡1680番３までの上下線

告　　示

最低賃金の改正決定に関する公示

福島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月10日

福島労働局長　島浦　幸夫

第４号中「１時間803円」を「１時間818円」に改める。

千葉労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月10日

千葉労働局長　福澤　義行

第４号中「１時間865円」を「１時間880円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月25日から効力を生ずる。

富山労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年富山労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月10日

富山労働局長　山﨑　英生

第４号中「１時間833円」を「１時間846円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月10日

島根労働局長　浅野　茂充

第４号中「１時間791円」を「１時間812円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県各種商品小売業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月10日

岡山労働局長　金田　弘幸

第４号中「１時間794円」を「１時間816円」に改める。

福岡労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月10日

福岡労働局長　辻田　　博

第４号中「１時間881円」を「１時間903円」に改める。

福岡労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月10日

福岡労働局長　辻田　　博

第４号中「１時間860円」を「１時間880円」に改める。

福岡労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月10日

福岡労働局長　辻田　　博

第４号中「１時間802円」を「１時間824円」に改める。

福岡労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月10日

福岡労働局長　辻田　　博

第４号中「１時間850円」を「１時間870円」に改める。

福岡労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月10日

福岡労働局長　辻田　　博

第４号中「１時間837円」を「１時間857円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月10日

大分労働局長　南保　昌孝

第４号中「１時間749円」を「１時間764円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月25日から効力を生ずる。